

長い間、お取引のない 預金はありませんか？

休眠預金となったあとも引き続きお取引の
あった金融機関で引き出すことが可能です。

10年以上お取引がない預金は
休眠預金として、社会課題の解決
のために活用されます。



きゅう みんな よ きん 休眠預金 ってご存知ですか？



Q1 休眠預金ってどんな預金？

A 2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない預金が休眠預金となります。
普通預金だけでなく、定期預金、貯金、定期積金なども対象となります。一方で、財形住宅や財形年金といった財形貯蓄や、障がいのある方のためのマル優の適用となっている預金、外貨預金などの預金保険制度の対象とならない預金は対象外となります。

Q2 休眠預金は何に使われるの？

A 長い間利用されていない預金を社会のために有効活用する観点から、2018年1月に休眠預金等活用法(※)が施行され、民間公益活動のために活用できるようになりました。
※民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律

Q3 私の預金が休眠預金になっているかを知るにはどうすればいいの？

A 通帳・証書や口座番号などの過去のお取引が確認できる書類をご用意のうえ、お取引のあった金融機関にお問い合わせください。

Q4 休眠預金を引き出すにはどうすればいいの？

A お取引のあった金融機関に、通帳や取引印、本人確認書類等をお持ちいただければ、引き出すことができます。必要となる手続きについては、お取引のあった金融機関にお問い合わせください。

休眠預金の引き出し手続きなど
について詳しく知りたい方はこちら

金融庁ホームページ ... <http://www.fsa.go.jp/>

休眠預金の民間公益活動への活用など
について詳しく知りたい方はこちら

内閣府休眠預金等活用
担当室ホームページ ... http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html